

一般社団法人京都地域密着型サービス事業所協議会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人京都地域密着型サービス事業所協議会定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関して、必要な事項を定めるものである。

(入会金の額)

第2条 入会金の額は以下のとおりとする。

- (1) 正会員 10,000 円
- (2) 賛助会員 団体 10,000 円 個人 3,000 円

(会費の額)

第3条 会費の額は次のとおりとし、各年度の7月以降に入会した場合は、入会した月からの月割とする。

(1) 正会員の年会費は、事業ごとに次のとおりとする。

但し、①、②のサテライト型事業所については、本体事業所が入会している場合は、20,000 円とする。

- ① 小規模多機能型居宅介護事業 30,000 円
- ② 看護小規模多機能型居宅介護事業 30,000 円
- ③ 地域密着型介護老人福祉施設 20,000 円／ユニット
- ④ 認知症対応型共同生活介護事業 15,000 円／ユニット
- ⑤ 夜間対応型訪問介護事業 30,000 円
- ⑥ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 15,000 円
- ⑦ 認知症対応型通所介護事業 10,000 円
- ⑧ 地域密着型通所介護事業 10,000 円
- ⑨ 地域密着型特定介護施設 20,000 円／定員 10 人ごと

(2) 賛助会員年会費

賛助会員の会費は、団体は、1 口 20,000 円、個人は、1 口 2,000 円とし、研修会等への参加ができるものとする。

(会費の納期)

第4条 正会員及び賛助会員は、原則として毎事業年度の6月30日までに、会費年額の総額を納付しなければならない。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、会費に関して必要な事項は理事会で定める。

附則

- 1 この会費規程は、平成25年5月18日から実施する。
- 2 任意団体京都地域密着型サービス事業所協議会の正会員、賛助会員として入会金を納めた者は、一般社団法人京都地域密着型サービス事業所協議会の入会金を納めたものとみなす。

附則

- 1 この規程の変更については、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度の法人会員が、平成26年度の賛助会員に移行する場合、入会金については免除する。

附則

- 1 この規程の変更については、令和元年5月29日から施行する。